

憲法基礎 R2 期末試験

問題 3

設問②

1、国籍法 12 条は、出生時に日本国籍を取得して重国籍となるべき子のうち国外で出生した者について、日本で出生した者と異なり、戸籍法 104 条の定めに従って出生の届け出をすべき父母等により出生の日から 3 ヶ月以内に日本国籍を留保する意思表示がその旨の届け出によりされなければ、その出生時から日本国籍を有しないものとされる法律である。この国籍法 12 条によって、同じ重国籍となるべき子でありながら、国外で出生した者のみ、日本国籍の取得に、日本国籍を留保する旨の意思表示の届け出という要件が課され、日本で出生した者と国外で出生した者との間で日本国籍の取得のしやすさに区別が生じている(以下、本件区別とする)といえる。そのため、Xの代理人として、国籍法 12 条は「法の下での平等」を規定する憲法 14 条 1 項に違反していると主張する。

2、憲法 14 条 1 項は「法の下での平等」を定めており、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取り扱いを禁止する趣旨のものであると解される。つまり、日本国籍の取得に関する法律の要件について生じた区別が、合理的理由のない差別的取扱いとなるときは、憲法 14 条 1 項の問題が生ずる。すなわち、①区別をすることの立法目的に合理的な根拠が認められない場合、②又はその具体的な区別と上記の立法目的との間に合理的関連性が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として、同項に違反するものと解される。

3、以下、これを本件についてあてはめる。

(1)判例より、日本国籍は、我が国の構成員としての資格であると同時に、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位でもある。そして、出生地というのは、子が自らの意思で選択できるものではなく、また、努力によって変更できるものでもない。このような事柄をもって、日本国籍取得の要件に関して区別を生じさせることに合理的理由があるか否かについては慎重に検討することが必要である。

(2)国籍法 12 条の趣旨は、生活の基盤が永続的に外国に置かれるような場合には必ずしも我が国との密接な結びつきがあるとはいえず、実体を伴わない日本国籍の発生を防止するとともに、重国籍の発生を回避することにあるとされている。このような立法目的は日本国籍の重要性や日本国籍を持つことによって、国内だけでなく、国外においても日本国民として受けられる利益があることを考えると、合理的な根拠があると解される。

(3)しかし、本件区別は国籍法が制定された当時は、日本を出て海外へ働きに出る移民が多く、海外で出生した者はそのまま海外で生活するという場合が多かった。そのため、我が国との密接な結びつきの程度は同じ重国籍となるべき子で、国内で生まれた子と比べると、希薄であると考えられる。従って、立法当時は、本件区別と立法目的の間には合理的関連性

コメントの追加 [OS1]: 区別の指摘は OK

コメントの追加 [OS2]: 14 条 1 項の考え方について反対違憲など書く必要

14 条 1 項後段事由など

コメントの追加 [OS3R2]: 他の考え方はないのか

コメントの追加 [OS4]: 2 の中で書く あてはめの中のことはではない

コメントの追加 [OS5]: どういう意味で重要性があるか具体的にどういう利益があるかについて書く

があったということができる。しかし、現代においては、我が国の経済事情や社会的背景なども当時とは変わり、海外から日本に働きにくる外国人が増えている。そのため、外国人女性が日本人男性との間に子どもをもうけ、自国で子どもを産んだという場合が考えられる。その場合、届出の提出期間が 3 ヶ月であるということを知ることが出来ないということがまず、考えられる。そして、知っていたとしても、3 ヶ月で日本に戻れるかどうか、主に金銭的な問題から不安視される。また、父親が明らかにならないという事情も考えられる。そのため、今後日本で働き、子育てをするつもりであっても、届出期間という要件が設けられたことで、日本国籍が有しないものとされてしまう。すなわち、我が国との結びつきが密接であると考えられる場合でも、本件区別が存在することによって、日本国籍の取得が妨げられてしまうということになるため、本件区別と立法目的との間に合理的関連性を見いだすことは難しくなっている。

(4)しかし、国籍法 17 条 1 項及び 3 項によって、同法 12 条で日本国籍を取得できなかった者でも日本に住所を有している 20 歳未満の者ならば、法務大臣に届出を出せば、日本国籍が取得できるという救済措置が与えられているのだから、本件区別は許されるのではないかという反論が予想される。

しかし、国籍法 12 条は、国籍法 2 条 1 項によって付与された日本国籍を留保する意思表示がなされないことで、遡及的に失わせしめるものであるという指摘もなされていることから、「国籍を奪う」規定であるとの見方もできる。本人の権利やアイデンティティとも密接に関連する国籍を奪うということは、極めて強制的なものであるといえ、本人の意思に反して基本的に許されないものである。そのため、国籍法 17 条 1 項、3 項により再び取得できるようになるとしても、本件区別により子どもが受ける不利益を考慮し、やはり、本件区別と立法目的との間に合理的関連性を見いだすことはできない。

(5)よって、本件区別は合理的な理由のない差別であり、憲法 14 条 1 項に反する。以上より、国籍法 12 条は憲法 14 条 1 項に反しており、違憲である。

コメントの追加 [OS6]: しかしは 1 回

コメントの追加 [OS7]: 内容的に唐突すぎる